

# 令和6年度（2024年度）八王子市市民企画事業補助金 補助対象事業募集要項

## 1. 趣旨

市民企画事業補助金は、市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する公益的な事業について、予算の範囲内において市がその経費の一部を補助するものです。この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は公募とし、厳正な審査を経て決定します。  
※趣味のサークル活動等は、本補助金の対象外となります。

## 2. 応募できる団体

応募できる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体です。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門	C 事業連携部門
共通 項目	①	非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に 行う団体であること。（法人格の有無は問いません。）		
	②	構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・ 在勤・在学）を含むこと。		〔「C 事業連携部門」は、連携す る全ての団体が該当すること。〕
	③	政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。		
	④	特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対するこ とを目的とする団体ではないこと。		
個別 項目	⑤	活動拠点を市内に持っている こと。	活動拠点を市内に持つか、又は市内で活動しており、市内に連絡責任者 を確保できること。	

## 3. 応募対象事業の種類（部門）

補助対象事業は、以下の3部門に分けて募集し、決定します。応募資格は、全部門合わせて1団体1事業です。

		A 活動支援部門	B 事業実施部門	C 事業連携部門
内 容		既に公益的な活動に取り組んでいるが、活動基盤が整っていない団体や、これから公益的な活動に取り組もうとする団体の事業に要する経費を補助します。	活動基盤が一定程度整っている市民活動団体が、自立運営を目標に企画提案する事業や、さらなる事業の発展を見込むことができる事業の経費の一部を補助します。	既に主たる事業で自立運営をしている市民活動団体が、他の団体（活動分野が異なる団体※）と協力・連携することで、さらなる事業の発展を見込むことができる事業の実施経費の一部を補助します。
補助金額		必要な経費の10分の10 (千円未満切り捨て、上限10万円)	必要な経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て、上限50万円)	必要な経費の3分の2以内 (千円未満切り捨て、上限50万円)
計画段階 の事業費		5万円以上	10万円以上	
補助回数		同一団体2回まで	同一区分における、同一事業に対して3回まで	

※ 活動分野が異なる団体との連携とは、例えば子育て支援団体と農業支援団体など、異なる分野の団体が互いの強みを活かして連携し、新たな課題に取り組む事業や、各団体の活動内容が深化・成長する事業を想定しています。詳しくは、協働推進課までお問い合わせください。

※ 他団体の情報等については、はちコミねっとのご活用、または市民活動支援センターにご相談ください。



はちコミねっと



市民活動支援センター

## 4. 対象となる事業の要件

補助対象事業は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

	A 活動支援部門	B 事業実施部門	C 事業連携部門
共通項目	①	市民からのニーズがあり、不特定多数の市民が受益者となるような、公益性が認められる事業内容であること。	
	②	計画から実施まで責任を持って遂行できること。	
	③	令和6年(2024年)4月から令和7年(2025年)3月までの間に実施する事業であること。	
	④	政治活動及び宗教活動を目的としないこと。	
	⑤	特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。	
	⑥	上記③の期間において、市、国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体(以下「市等」という。)で実施している他の財政的支援を受けていないこと。また、その予定がないこと。	
	⑦	市等との共催ではないこと。また、市等を含む実行委員会として実施する事業ではないこと。	
	⑧	上記①～⑦の要件のほか、法令等に違反しないこと。	
個別項目	⑨ 市内で実施すること。	市内で実施されるか、または市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。	市内で実施されるとともに、団体間で連携することにより、地域社会の健全な発展に寄与すること。

## 5. 補助対象外の経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、以下のものは補助の対象から除きます。

(1) 団体の経常的な活動に要する経費

例) 家賃、電話及びインターネット通信料、セミナーや講座、学会等に参加・登録するための会費、事務局に係る経費 など

(2) 団体の構成員への謝礼(各団体の規定に基づく交通費相当額の謝礼は除く)

(3) 飲食に関わる経費(講師の飲み物代等も含む) (4) 不動産及び高額な備品(おおむね20万円以上)の購入費

(5) 店舗等から付与されたポイントや、電子ギフト券を利用して購入した物品等に係る経費

## 6. 応募にあたっての事前相談(必須)

応募を検討されている団体は、応募書類を提出する前に、必ず協働推進課までご相談ください。

また、申込手続きや制度の概要等についての説明や、応募しようとしている事業や経費が補助金の対象となるのか、応募書類の書き方などのご相談につきましても、随時受け付けています。

なお、窓口でのご相談を希望される場合は、できるだけ事前にご連絡ください。

## 7. 応募受付期間

令和6年(2024年)2月5日(月)～3月5日(火)17:00必着(協働推進課までメール、持参又は郵送)

※ 電子データで書類を作成した団体は、データも併せて提出してください。

## 8. 提出書類

応募にあたっては、下表に掲げる書類を提出していただきます(各部門共通)。

	書類の名称		書類の名称
様式1	交付申込書	様式自由 (C部門は連携する全ての団体分)	団体の定款・会則
	付属資料 活動実績および活動計画書 (新規・継続で様式が異なるため注意)		団体の会員名簿
	付属資料 事業の協力・連携実施に係る合意書 (C部門のみ)		団体の最新の決算書
様式2	実施計画書		会場等のレイアウト図 (※該当する団体のみ)
様式3	収支計画書	様式指定	公開プレゼンテーション確認書 (B・C部門のみ)

## 9. 審査方法

補助対象事業の審査は、事務局（協働推進課）による応募書類の確認、市の担当課及び事務局による書類審査を行う予備評価、市民企画事業補助金申請事業評価会議（参加者は別表のとおり）による評価を基に行います。また、応募団体自ら事業の説明を行う「公開プレゼンテーション（A活動支援部門を除く）」や、公開プレゼンテーションでの市民からの意見、継続事業については前年度事業の進捗状況などを参考にします。

評価項目は以下のとおりです。評価項目を考慮のうえ、応募書類等へのご記入をお願いします。

### (1) 担当課による評価項目

A 活動支援部門		B 事業実施部門		C 事業連携部門	
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。	合致性 政策	実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。		
		の 八 王 子 へ の 貢 献 度	八王子市のまちづくりに寄与するもので、積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。		
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。	継続性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望め、継続性が見込めるか。
		自立性	当該年度またはそれ以降において、自立運営が可能か。	発展性	単一団体で成し得なかった事業が、団体同士が協力、連携することで発展し、各団体の基盤となる活動に広がりを見込めるか。

### (2) 評価会議による評価項目

次の項目について、**5段階での採点**を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

A 活動支援部門		B 事業実施部門		C 事業連携部門	
公益性	活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。			団体間の連携により、地域の課題解決に寄与するものか。	
	町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。				
期待度	将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。	計画性	事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。		
補助金交付の必要性		の二 高 し さ ス	市民のニーズが高いか。	効果 相 乗	単一団体では成し得なかった課題が、連携することにより解決できるものか。
		工 創 夫 意	独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。	継続 展 性 性	単一団体の通常の活動の発展に寄与するものか。また、事業の継続性が見込めるか。
	補助金交付の必要性			補助金交付の必要性	

### (3) 市民企画事業補助金申請事業評価会議 参加者

氏 名	所 属
岡 田 実	拓殖大学 国際学部 教授
西 山 茂	八王子市町会自治会連合会 副会長
矢 島 悠 暉	八王子学生委員会 学生
岡 本 彰 子	多摩信用金庫 価値創造事業部 地域支援グループ まちづくり担当
喜 田 亮 子	一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス 事務局長
葛 西 昭 人	株式会社ジェイコム東京 八王子・日野局 局長
久 保 律 子	特定非営利活動法人シニア SOHO 普及サロン・三鷹 元代表理事

## 10. 公開プレゼンテーションの実施

「B 事業実施部門」及び「C 事業連携部門」の応募事業については、審査の一環として、事業内容等について説明していただく公開プレゼンテーションを行います。当日参加した市民（応募団体関係者を除く）から、応募事業について意見を受け付け、審査の参考とします。

【日 時】令和6年(2024年)4月6日(土)

【会 場】生涯学習センター(クリエイトホール) 11階 視聴覚室(東町5-6)

※開催時間は、B事業実施部門及びC事業連携部門への応募件数が確定後決定し、応募団体に通知します。

## 11. 審査結果の公表

審査の結果は、採択・不採択に関わらず応募団体に個別に通知します。また、採択された事業については、「広報はちおうじ」、市のホームページなどで公表します。

## 12. 八王子市市民活動支援センターへの登録

採択された団体は、八王子市内の市民活動団体の支援等を行っている「八王子市市民活動支援センター」への**団体登録をお願いします**。市民活動支援センターでは公益的な活動を継続していくために、団体の自立化・活性化を目的に団体運営の実務を学ぶ「NPOパワーアップ講座」など様々な講座を開催しています。詳細は、別紙でご確認ください。

## 13. 普及広報・活動の紹介(「はちコミねっと」への登録、情報発信)

本補助金制度を市民の方により広く知っていただくために、補助金交付を受けた団体は、補助事業を行う際にポスターやチラシ等に本補助金交付対象事業である旨を表示していただきます。また、市民活動支援センターで運営している『八王子コミュニティ活動応援サイト「はちコミねっと」』に登録していただき、活動の周知を行っていただきます。詳細は、別紙でご確認ください。

## 14. 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、**補助事業終了後、実績報告書類を提出していただきます**。また、**事業の成果を市民に公開で発表する成果報告会に参加していただきます**。

お問い合わせ・応募書類等の提出先 **八王子市 市民活動推進部 協働推進課**

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号 (八王子市役所本庁舎7階)

【電話】042-620-7401

【FAX】042-626-0253

【Eメールアドレス】b050700@city.hachioji.tokyo.jp

【ホームページURL】<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/003/index.html>

(こちらから応募様式のダウンロードができます。また、過去に補助を受けた事業等をご覧いただけます。)

